

深川市特定不妊治療費助成事業のご案内

深川市では、北海道特定不妊治療費助成事業に加えて、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するために、つぎのとおり独自の助成事業を実施しています。

★対象となる治療

- ・不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精が対象です。
医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても、卵胞が発育しない等により卵採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。
- ・なお、夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や、代理母、借り腹によるものは対象になりません。

★対象者

- ・特定不妊治療以外の治療法によって妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に判断され、実際に治療を受けている方のうち、次の1と2のすべての要件に当てはまる方です。
- ・ただし、同一の治療に関して他の市町村から、同様の助成を受けた方または受ける見込みのある方は除きます。

1. 北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱に該当し、各総合振興局長又は、振興局長からの助成決定指令書の交付を受けていること。
2. 夫婦のいずれか一方が深川市に住民登録していること。

★助成の内容

- 助成額：特定不妊治療に要した費用から北海道特定不妊治療費助成事業による助成金を差し引いた額の9割を、**15万円**を限度に助成します（治療内容によって限度額が異なります）。
- 助成回数：（出産につき）初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢が
40歳未満⇒助成回数は通算6回まで
40歳以上43歳未満⇒通算助成回数は3回まで
43歳以上は助成対象外となります。
※特定不妊治療費助成を受けて第1子を出産し、その後第2子妊娠のために治療を行った場合、過去の通算助成回数はリセットされます。第3子以降も同様です。
- 保険適応されている治療は該当しません。

★助成の手続き

- ・申請する方は、助成決定指令書の交付を受けてからすみやかに申請してください。
申請方法は直接深川市役所健康福祉課健康推進係の窓口書類を持ってきたり、書類を郵送していただいてもかまいません。また、希望により保健師がご自宅に訪問し申請を受けることもできますので、健康福祉課健康推進係（電話26-2609）までご連絡ください。
- ・申請書類は深川市のホームページからダウンロードできます。

裏面もご覧ください

★申請に必要な書類

- 1 特定不妊治療費助成事業申請書
- 2 各総合振興局長又は、振興局長からの助成決定指令書の写し
- 3 各総合振興局長又は、振興局長に申請する際に添付する、特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- 4 特定不妊治療の一環として道の指定医療機関の医師の指示に基づき他の医療機関や薬局で治療や調剤を受けた場合は、その医療機関や薬局が発行した領収書の写し

問合・申請先 深川市役所 健康福祉課健康推進係 電話26-2609